教育委員会議会議録 [詳細] は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

# 佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録 [会議概要]

令和3年11月教育委員会会議:定例会

期 日 令和3年11月17日(水)開会 午後2時00分

閉会 午後3時30分

関山 邦宏 教育長職務代理者

会 場 議会棟第3委員会室

出席委員 茅野 達也 教育長

菅谷 義範 委員

小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 1名

出席職員 教育 長茅野達也(再掲) 教育部長花島英雄

精調等 (学課長 等級)前原美智雄教育総務課長曽山澄雄指 導 課 長 松丸 晴久教育センター所長 佐藤 克巳社会教育課長 高橋 慎一文 化 課 長 宍戸 信市民音楽ホール館長 鈴木 千春美 術 館 長 猪股 佳二

教育総務課企画財務班長 平野 昌彦

事務局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈会議概要〉

1 教育長開会宣言

## 2 報告事項

① 教育長より1件報告

10月29日開催の校長会議について報告する。校長会議を逐一行っているのは、新型コロナウイルス感染状況等に鑑みて、それぞれ教育活動を確認すると同時に、随時教育の環境に適した話を、状況等織り交ぜながら話しをする機会を設けたいがために計画をしている。

1つ目は、教職員の人事異動について、千葉県教育委員会が示した人事異動方針に基づき異動事務を進めていただきたい。組織の活性化、職員の能力開発の視点で、全ての教職員と面談し、配慮すべき職員、例えば介護や子育てをしている職員については、当人の意向を十分に聞いていただきたい。また、事前相談は遠慮なく申し出ていただきたい、このような話をした。

2つ目、学校訪問から、2学期の教育活動を確認するため、現在学校訪問を実施しているが、年度初めから7か月が経過し、学習の歩みや子どもの成長がはっきりと感じられることが確認できた。学習習慣、教室環境が整っていて、日頃の教職員の努力に感謝したい。引き続き、個々の子どもの心に寄り添った指導に取り組んでいただきたいという話をした。

# ② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

10月20日から11月16日までの間で、児童生徒及び教職員に感染者はいなかった。引き続き、マスクの着用、手洗い、密の回避、定期的な換気など、基本的な感染症防止策を継続していく。

# ③ 全国学力・学習状況調査について【教育センター所長】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2年ぶりの実施となった。小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数、数学の教科において調査を行った。例年4月中旬に実施していた調査だが、今回については、約1か月程度遅い5月27日実施となった。

資料1の調査結果については、表の上から順に佐倉市、千葉県、全国の国語、算数及び数学の平均正答率を表している。本市の平均正答率については、国語、算数、数学ともに、全国、千葉県とほぼ同程度の結果となっている。この結果については、前回の平成31年度調査と同様の傾向となっている。表の下に白丸で表記した内容が、おおむね良好だったと捉えられる。黒三角で表記した内容については、正答率が低く課題が見られる。

課題としては、小中学校ともに国語の書くことの正答率が低かったことが挙げられる。今後については、各目的や意図を確かめながら、文章全体の方向性や展開を見直すこと、自分の考えを明確に伝えられる表現となっているか確認するなど、事業における指導上の工夫を図りながら改善していければと考えている。

資料3の児童生徒の生活習慣、学習環境に関する調査について、自分の考えを言葉で表すことができる、自分と違う意見について考えることが楽しいと回答する児童が多かったほか、地域の行事に参加していると回答する児童及び生徒も前回調査に引き続き多かったことが認められる。今後については、子どもたちが自分の考えを伝え、他の考えを受け入れることで、豊かに関わり合いながら学校生活を送れるよう働きかけていきたい。

## ④ 佐倉市成人式について【社会教育課長】

例年同様、主催は佐倉市と佐倉市教育委員会となり、実施担当は、この4月の組織改編に伴い、こども支援部こども政策課となる。開催日は、令和4年1月10日の成人の日である。今年も新成人を中心とした成人式運営委員会により、企画、記念品の選定、準備から式典の司会進行も行う。新型コロナウイルス感染症への感染予防策として、式典を昨年度から4回にし、今年度も踏襲する。臼井・千代田地区、志津地区を2つに、志津中と上中学区で1つと、もう一つは西志津中と井野中学区、そして最後は、佐倉・根郷・和田・弥富地区の順とし、会場への入場を330人程度、さらに式典時間を短縮し、各回30分の予定である。会場は、佐倉市民音楽ホール。本年は、平成13年

度に生まれた方々が対象である。資料 2ページ 8、式典の流れは、御覧のとおりである。資料 3ページ、令和 4年「成人の日」事業対象者人数については、前年度対象人数と比べて 22 人滅の 1,567 名となる。

# ⑤ 教職員のワクチン接種率について【学務課長】

前回の10月の教育委員会議において、教職員のワクチン接種率の質問があった。接種2回終了者は、全体の96.8%となる。多くの方が2回の接種を終えている。

# ⑥ いじめの状況について【指導課長】

いじめの認知件数については、小学校が271件、中学校は103件の合計374件である。新たな認知件数については、小学校が41件、中学校が14件、合計55件である。今後も学校支援アドバイザーとの連携を図りながら、子どもたちの状況把握に努め、校内で情報を共有しながら、いじめの早期発見、即日対応に努めていく。

# ⑦ 感染症の状況について【指導課長】

10月18日から11月12日までの間の感染症については、溶連菌感染症が2件発生している。今後も空気の乾燥などあるが、あらゆる感染症の防止に向けて、予防対策について徹底していきたいと考えている。

## ≪報告事項についての質疑概要≫

## 【委員1名より】

感染症の追加である。今の報告で溶連菌2件ということだったが、印旛郡内の報告もほとんどなく、一番多いのは感染性胃腸炎である。第 45 週、11月8日から11月14日の印旛保健所内の感染数については、52件、定点当たり3.25件である。第 44 週、11月1日から11月7日が、全体で47件、定点当たり2.94件なので少し増えているが、大体このくらいの水準で、その前の週も来ている。特別増えているわけではないが、減ってもいないという状況である。冬にかけてまた増える可能性がある。学校でも気をつけていただきたいと思う。

インフルエンザについては、第42週、10月18日から10月24日に印旛保健所管内では1件だけ出ているが、その後は出ていない。これから先、どうなるか分からないが、ワクチン接種が進んでいるので、コロナとインフルエンザと、両方受けていただいたほうが安全である。学校のほうでも受けるように指導していただければと思うが、ワクチンが11月中少ないので、今から増えてくると思う。ワクチンの本数は例年と同じぐらい確保できる予定である。希望の方は受けられる。

新型コロナウイルス感染症については、第 45 週、11 月 8 日から 11 月 14 日、これは印旛市郡医師会内での検査数だが、トータル 834 件している。陽性者が 3 件、陽性率 0.36%なので、ピーク時の 100 分の 1 ぐらいになっている。30%ぐらいあったので、ニュースでご存じだと思うが、本当に減っている。この原因は何とも言えず、手洗い、マスクの着用がよかったのと、多分ワクチンが効いているのと、あとこれはまだ立証されていないが、ウイルス

自体の変異が早過ぎてしまい、ウイルス自体が自滅したのだという説もある ことはあるのだが、これはまだ何とも言えない。一応そういう説がある。多 分この1つだけよかったということではなくて、複合した要件が重なって減 っているのだろうと思うが、第6波が来る可能性はゼロではない。むしろそ の可能性が高いので、引き続き注意をしていただきたい。いつ来るかという のは分からないので、手洗い、マスクの着用、換気、密は避けるということ と、今大分緩和策が出ていて、食事も4人以上までオーケーになっているが、 あまり羽目を外さないように、児童生徒なので、そういうところに出入りす るということはないと思うが、先生方や職員の皆さんも同じように気をつけ ていただかないと、またすぐに数が増えてくる可能性がある。インフルエン ザと併せて注意をする。同時流行が一番怖いので、一応今検査キットとして は、両方一遍に測れる検査が簡易検査でやれるので、もし発熱して怪しい場 合は、すぐに医療機関で受診していただく。新型コロナウイルス感染症のチ エックができる医療機関、行政検査ではまだ制約があるが、その情報につい ては、なかなか公表されるところまでいっていないので、かかりつけを通し て検査ができるかどうか確認することが大事かもしれない。

## 【委員1名より】

令和3年度全国学力・学習状況調査について、小学校、中学校ともに国語の書くことの正答率が低かったということで、授業改善のポイントを示しているが、今後タブレット学習が進んだ場合、より一層書くことの力というのが、低下するのではないかと思うが、どう捉えているか。

## 【教育センター所長】

タブレットについては、積極的な導入を図らなければならない側面もあるが、それに一辺倒となってしまわないように、これまでの学習と並行しながらの活用という部分が当然求められてくるところだと思う。授業のみならず読書に親しんだりすることで読む力を育てたり、それとまた違う側面からも書く力の能力は向上できるものと考えるので、バランスの取れた教育指導が図れるように指導していければと考えている。

## 【委員1名より】

大人も今書く力が問われているかと思うが、ぜひ授業改善のポイント等を 生かして、現場でも指導をお願いしたいと思う。

#### 【委員1名より】

教育長から校長会での報告において、校長に職員からの話をよく聞いてくれというような話があった。本当に大事なことで、確かに特に話すことはないという人がいるが、中には言い出せなくて、こういう機会を捉えて、校長先生、教頭先生に聞いてもらいたいことを抱えている職員も多数いるので、その辺も踏まえていい機会だと思う。聞く機会を設けて話をよく聞いてあげてもらいたいと思う。介護や子どものこと等、悩みを抱えている職員もいるので、その辺は校長から教員にアプローチしてもらって聞いて、中にはつまらないこともあろうかと思うが、私の経験上、そういうことを聞くことにより、組織の風通しが良くなり、士気が高まるのではないかと感じている。

#### 【委員1名より】

全国学力・学習状況調査について、小学校の国語が佐倉市は66%なので、全国、千葉県ともに少し上回っているということで、いい材料だと思うが、

小学校の英語授業が始まった。外国語は、やはり母国語がしっかりできていないと、それから先が伸びないということである。単にしゃべるだけだと英語はいいのだが、国語学習については、しっかり英語が入ってきてもやらなければいけないだろうと思う。今回は別に成績としては悪くなかったと思うのだが、日本語学習がおろそかになると、英語が伸びないということになると思うので、その辺の対応をしっかりやっていただきたいと思うが、一応そういう問題はないというか、外国語だけに走らずに、この今の成績を維持できるか、あるいはもっと伸びるかというところを期待したいと思う。

# 【教育センター所長】

言語という部分では共通する部分もあるので、並行しながらともに学習等に反映されるような指導になるよう努めていきたいと思う。

## 【教育長職務代理者】

学習状況調査について、この小学校のところの白丸の2つ目に、算数では データの活用がおおむね良好であったという表記がある。中学校のほうは、 欄外に、今度は課題として数学は資料の活用の正答率が低かったとあるが、 このデータの活用という表現と資料の活用、この中身は、何か文面だけ素人 が見ると非常に似通ったものではないかと思うのだが、もしデータの活用と 資料の活用、その言葉の表すことが重なったものだとすれば、小学校6年生 と中学校3年生、その3年間でなぜこういう変化が出てくるのか。

# 【教育センター所長】

言葉の違いにより、単元、領域の表記が当然変更はあるが、この2つに関連して共通した指導内容という部分もある。この中学校の資料活用の課題が見られるというところについては、それぞれ単元があるわけだが、ほかの単元と関連づけながら指導する機会という部分が、この資料の活用については、取りにくい状況があるのも把握をしている。ほかの単元であれば、ほかの単元と関連づけながら、それぞれ指導の機会がある中で確認や復習をする機会もあるが、この資料の活用については独自性があるので、そういう関連づけた指導が持ちにくいという状況が一因として影響しているのかもしれない。

## 【教育長職務代理者】

いずれにしても、3年間うまく利用して、小学校のときに良好に進んでいるところ、それも生かしながら、ぜひ指導していただければと思う。

3番の児童生徒の全体の傾向、そこに児童生徒とも自己有用感については 肯定的な回答が高いとあった。国が、あるいは機関が世界的に青少年の調査 をすると、日本の青少年、この自己有用感というのは大抵低い、いつも、デ ータで出てくるのは。そういった中でこの佐倉市の児童生徒の自己有用感が 高かったというのは非常にすばらしいことだと思うが、問題はそういう子ど もたちがなぜ低くなっていくのか、その辺のところが、私は受験であるとか、 いろんな意味の競争の中で少しずつ崩れていくのではないかと心配してい る。原因は分からないが、その辺も気をつけて見ていただきたい。

# 【教育センター所長】

要因というのは相当複雑に起因しているものが絡み合っているような状況であると思うが、学校教育の中でできるものについては、学校の教職員等が一丸となって、課題をクリアできるように努めていければと思う。

## 3 議決事項

議案第1号 令和3年度佐倉市教育費11月補正予算について 教育総務課長より上程議案の説明

内容:資料1ページ、教育費 11 月補正、歳入歳出予算の総括、表の右から3 列目、11 月補正予算額として太枠で囲っている部分。補正額については、歳入が182万9,000円の減額、歳出が5,545万6,000円の減額となっている。予算の概要について、3ページ、2の歳出。今回の補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等を中止したことによる歳出予算の減額を行うもの、あるいは契約額が確定したことによる執行残額を減額するものが多くなっている。説明は、補正の理由が、これらの理由以外のものを中心に行う。

1項教育総務費、2目事務局費の職員人件費の補正は、教育総務課、学務課、指導課の職員人件費であるが、本年4月の人事異動に伴い、各所属の給与及び共済費の支出見込額が当初予算の積算から変わったことから、増減補正を行おうとするものである。加えて千葉県人事委員会勧告に準拠し、教育長及び一般職員の期末手当を0.15か月分、再任用職員の期末手当を0.1か月分、減額しようとするものである。職員人件費の補正については、4項幼稚園費、5項社会教育費、6項保健体育費のいずれも同様の理由によるものである。

資料5ページ、2項小学校費、下段の2目教育振興費、4、小学校情報機器整備事業289万4,000円の増額については、GIGAスクール構想の実現に伴い、大幅に増加した学習用タブレット端末等の故障、破損への対応するための修繕費用及び通信回線増設のための費用を計上するものである。

資料7ページ、3項中学校費、下段の2目教育振興費、4、中学校情報機器整備事業167万4,000円の増額については、小学校費と同様に、タブレット端末等の修繕費用と通信回線増設のための費用を計上するものである。

資料 11 ページ、5 項社会教育費、中段の2 目文化財保護費、12、本佐倉城跡災害復旧事業 266 万 2,000 円の減額については、令和元年度の台風 15 号によって発生した本佐倉城址の土砂崩れや倒木に係る災害復旧事業の予算について契約額が確定したため、執行残額を減額しようとするものである。

資料2ページの1、歳入については、本佐倉城址の災害復旧事業へ充当する国、県からの補助金について、確定した歳出額に合わせて減額しようとするものである。

資料 17 ページ、債務負担行為補正の追加が 5 件、通年債務負担行為補正の追加が 18 件である。債務負担行為補正は、市内の小中学校を 5 地区に分けて、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間、学校給食業務を委託するに当たり、本年度中に入札等の契約事務を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものである。その下の通年債務負担行為補正は、令和 4 年度当初から実施する通年の業務委託等について、本年度中に入札等の契約事務を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものである。

# ≪議決事項についての質疑概要≫

## 【委員1名より】

資料5ページ、学校管理費の説明の一番下、小学校水泳指導委託事業について、去年全然行わなかったか。

## 【指導課長】

全く実施していない。

## 【教育長職務代理者】

水泳指導委託事業のその上、小学校の体育施設管理事業、この需用費、消耗品費がマイナスになっているが、どういう理由で減額になるのか。

## 【教育総務課長】

こちらの消耗品については、小学校のプールにおける水泳指導がなくなったので、プールの消毒薬の予算を計上していたが、必要がなくなったことで減額したものである。

# 【委員1名より】

職員人件費について結構減額になっている。先ほどの話では、期末手当の 0.15か月分及び0.1か月分の減ということだが、これは各美術館や公民館な どの施設の減額も、こういう形で減っているということか。

## 【教育総務課長】

今回の期末手当については、各所属全て、一般職員は 0.15 か月分減額する予定で、11 月議会にその条例改正の議案が提出される予定になっており、それに併せて予算のほうも減額する予定だが、そちらとともに、本年度の当初予算につきましては、昨年、令和 2 年 11 月に予算の積算をして、それと今年度の人事異動が 4 月にあったが、人事異動を受けて、実際にかかる予算額との対比の中で増減について補正を行ったというところである。期末手当だけの減額要素ではなく、ほかに時間外手当なども加わっている。

#### 【委員1名より】

これは全庁的な減額ということでいいのか。

## 【教育総務課長】

そのとおりである。

## 【教育長職務代理者】

次の12ページの図書館費は、人件費が大幅に増額になっているが、どんな 理由か。

## 【教育総務課長】

当初、昨年の11月、今と同時期に積算したものより職員が1人増員になっている。予算積算上1人増えたということで、実際の人件費と対比して、その分が増額となっている。

## 【教育長職務代理者】

その本体部分のいわゆる給料がアップするのは今のような事情であれば当然だろうと思うが、その下を見ると職員手当等、これもかなり大幅な増額になっている。1人の職員の増員、これだけでは説明がつかない数字だろうと思うが、その辺はどうか。

# 【教育総務課長】

手当については、例えば地域手当や扶養手当、期末手当、幅はもちろんあるが、所属全体の職員のメンバーが替わることによって当然、手当の内容も変わるので、そこら辺を、差を求めて、不足分を増額補正にしたところである。全員分となる部分も含まれている。

## 【教育長職務代理者】

そうすると、3ページの事務局費、ここの職員人件費、教育長及び教育委員会事務局関係職員、ここは職員給料が全体として、先ほど説明があったように様々な条件で減額になってきている。それに伴い、諸手当等も減額になってきている。しかし、先ほどの図書館職員のところの説明と重ねていくと、残業であるとか、いろいろな手当を増額されるのは図書館だけ、1人の分だけではないと思うが、どうしてか。

## 【教育総務課長】

図書館費は、時間外についても、1人分で見ているのではなく、図書館に配属されている職員の全体を見て、その11月時点の積算の数字と、実際半年ほど業務を行ってきたが、時間外の数と時間外手当の額を比べて、不足する分を今回手当で計上させていただいているところで、1人分ということではない。全体を見て、予算額と実際に今までかかってきた部分を比較しているものである。

# 【教育長職務代理者】

手当が1人分ということは全然思っていないが、給与自体の1人分が増えるのは当然であって、様々な手当などの増減があることは承知している。でも、ほかの項目で同じ職員人件費の中で、図書館費の項目だけが全て増額になっているから、そんなことあるのかいう単純な疑問である。それで、11月の前もって予算を提出されたときのその状況も説明でよく分かるが、1人増えたからではなくて、当然その前年の11月のところの時点で、それまでの図書館職員の方々の勤務状況、これは当然把握されているわけで、そうしたら残業手当がこのくらいかかるとか、こういった手当が必要だというのは前もって、その辺はもう読んでいるのではないかと思っている。

## 【教育長】

教育総務課長、この中に教育委員会事務局ってある。図書館と美術館とある。図書館、美術館の職員手当も入っている。

#### 【教育総務課長】

予算上、それぞれに入っている。

## 【教育長】

そういう意味である。それが1つ。それから、図書館の職員が全員何人いるというのがある。その部分の手当ということだと思う。

同時に、人事異動を行うので、新たな年度になったとき、年齢構成によっておのずと手当が多くなってしまう、減ってしまうということもある。そういうことで人事異動による、去年の11月は想定できなかった部分もある。全体像から見たということ。

# 【教育総務課長】

教育長が言われたように、人事異動によって比較的人件費の低い、若い職員が異動になってメンバーが替わった場合には、当然予算はそんなに必要にならないので、比べて減額という補正という形を取らせていただくと思うが、年齢の高い職員、人件費が比較的高めの職員が人事異動によって配置された場合には、増額補正をさせていただく傾向になろうかと思う。当初予定していた、予想していた人件費の積算額より、実際仕事を行った中で時間外手当とか増えてしまう可能性があるので、その辺が今回の半年間で発生したものと捉えている。

## ≪議決結果≫

可決

議案第2号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容: 学区審議会委員について、任期が令和3年11月30日で満了となるため、改めて委嘱を行うものである。

資料の1ページ、委員候補者名簿である。委員の構成は、識見を有する者として4名、公立小中学校PTA代表として2名、公立小中学校長代表として2名、佐倉市市長部局の代表として2名の計 10 名の方々を委嘱するものである。この 10 名の方々については、各団体からの推薦、また直接事務局が内諾を得て選任したものである。委嘱期間は、令和3年 12 月1日から令和5年11月30日までの2年間である。

## ≪議決事項についての質疑概要≫

# 【委員1名より】

条例の6条第3項について、可否同数のときに議長の決するところによると書いてある。議長が委員長になるということだと思うが、議長は初めから議決に参加しないのか。それとも参加か。10名いるので、多分同数になることはあまりないと思うが。

#### 【学務課長】

議長を除く、9名の方で決を採っていただくような形になるかと思う。

#### 【委員1名より】

そうすると、同数にはならない、10名。欠席がいる場合か。全員出てくると同数にならない。そうすると、例えば5、4になれば、あと議長の裁量ということではないのか。

#### 【学務課長】

当日の出席者数によるが、出席者が偶数の場合もあるので、その状況に応じて数を奇数にすることによって決を採っていく状況だと思う。

## 【委員1名より】

仮に7人いて、1人が議長で、あと6人が3、3になれば、もう議長の判断ということでいいわけか。

# 【学務課長】

はい。

## 【委員1名より】

これは、定期の開催ではなくて不定期だったか。

## 【学務課長】

これは必要に応じて行うので、実際のところ今学区審議会を開く状況、必要性がないので、開催はしばらくしていない状況である。

## 【委員1名より】

例えば新たに住宅ができるなどの要件はあると思うが、どういうときに開 くのか。

# 【学務課長】

1つは、学校の規模が、人口増でそのバランスが悪くなるというような状況が要因かと思う。ただ、佐倉市は、今新設校を開くということはないので、案件にはなっていないのだが、ユーカリ地区を平成24年に実施して、それ以降もう、ほかの地域も、就学の相談については、個別相談において学区の対応をしており、その状況で今は十分足りている状況なので、審議会を開いて学区を編成し直すということはない。

# 【教育長】

要するに個々の例えばいじめの問題とか、お兄ちゃんがこの学校に行っているから、ぜひこっちというようなこととか、親御さんの意向を酌んで学区外で就学するような形を整えているので、柔軟な対応が必要であることが1つ。今後学区審議会をあると仮定した場合、現実的に学校はこれから、新たな学校ということは、今はない。ところが、学区の中に著しい集中的な、いわゆる住宅が開設されるということになった場合、それが例えば〇〇小学校と〇〇小学校の境界線上に大きなものができた。その場合にどうやって学区の区分けをするかということについて、そのような形で学区審議会は想定されると、代表的なことだが、そういう考えである。

#### ≪議決結果≫

可決

#### 4 協議事項

協議事項(1) 佐倉市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規 則等の一部改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容: 資料の1ページ、1の対象例規については記載の 10 の規則等になる。 括弧内のページは、それぞれの規則等が該当する新旧対照表のページを記載 している。2の背景については、国が推進している行政事務のデジタル化に 向けての押印の見直しを行おうとするもので、佐倉市においても今年5月に 行政手続及び内部手続における押印見直しの基本方針についてを定め、市民 または事業者から提出される書面への押印の必要性についての見直しを行 った結果、様式で不要と判断した押印欄を廃止するものである。3の対応方針については、様式中の押印欄、全部で102か所を削除するとともに、不要な記載である用紙サイズ及び生年月日の年号という2か所についても削除するものである。

資料2ページ、5の改正予定については、12月の教育委員会会議において 議案として提出し、議決後、公布日から施行したいと考えている。6のその 他、市民意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第38条第4項第6 号イの「他の法令又は他の条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規 定の整理に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下 げその他の形式的な変更」に該当するため、意見公募手続は実施せず、その 理由を公表するものとする。

資料3ページの新旧対照表について、こちらの様式では、右側が旧様式、 左側が改正後の新様式となっており、旧様式の右側のほうの届出者の押印欄 を左側の新様式のように削除するものである。このページ以降105ページに かけて、各様式の新旧対照表となっている。

## ≪協議事項についての質疑概要省略≫

協議事項(2)佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則について 市民音楽ホール館長より上程協議題の説明

内容: 規則改正をする点については、大きく分けて2点ある。まず1点目が、文言の整理である。資料3ページの新旧対照表について、文言の整理が3か所あり、最初の1番目の段にある第2条2項の使用の申請の受付についてである。改正前では「使用期日の9箇月前までに」となっているが、これを「使用月の9か月前までは」に改める。これは、現在市民音楽ホールの利用申請は、使用予定月の9か月前の1日にその月の1か月分の利用抽せん会を実施して、申請を受け付けているが、例えば来年の9月に使用したい場合は、今年の12月1日に実施するという形になっている。ただ、現在の規則の文言どおりに厳密に行うということだと、使用期日の9か月前ということなので、仮に来年の9月10日の利用だと、今年の12月10日からでないと受け付けられないという形になってしまうことから、現状に合わせて使用期日という部分を使用月に改正するものである。

次に、見出しの追加である。この規則については、何について規定した条 文か分かる見出しが、各条文の前に括弧書きで記載されているが、この第4 条だけがその括弧書きでの見出しがない。そのため他の条文と統一を図るた め、「(使用の承認の取消し等)」という見出しを追加記載させていただく。

3か所目、第6条第1項、使用料の減免の申請手続について規定をしているが、改正前では、申請する場合、減免申請書に使用承認書を添える旨の記載がある。この「使用承認書を添えて、」という文言を削除する。これについては、資料として添付した規則があるが、資料6ページ、5条に、使用承認書の交付を受ける際に使用料を納めるものとされている。このとおりの手

続でいくと、減免申請に使用承認書を添付するためには、まず全額を支払って、使用承認書をもらわないと減免申請自体ができないことになってしまう。これは非常に現実的ではなく、事務手続が煩雑になってしまって、申請者の立場に立った申請方法とは言えないので、添付を要しない表記にするために削除したいと考えている。実際の手続においては、現状、使用の申請手続をする際に減免を受けたい場合は、減免できるかどうかも併せて審査して手続を進めているところである。

続いて、大きな改正の2点目、現状に合わせた別表の整理についてである。本規則には、ホールを使用する際に、併せてホールに備えている設備などを使用できるものとして、舞台等備品設備使用料を別表に掲げているが、資料3ページの新旧対照表において、一覧表から、まず舞台設備の中にある地がすり、紗幕、続いて資料4ページ、楽器の中のコントラバス、ハンドベル、ストリートオルガンを削除する。この舞台設備の地がすり、紗幕については、通常業者がその催物に合わせた専用のものを持ち込むため、近年利用実績がなく、物自体も古くなって状態もよくないこと、また楽器、コントラバスについては、通常、演奏者が自前の楽器を使うので、ここ最近では貸し出すこともなく、メンテナンスも十分でないため、この別表から削除することとしている。また、ハンドベル、ストリートオルガンについては、楽器の性質上とてもデリケートなもので価格も高価なので、貸出しにはなじまないことと、またこれまでも貸出しの要望がなかったことにより、削除したい思う。

削除するものは以上で、新たに追加するものとして、楽器の上にある映像再生機器を追加させていただきたいと思う。これはDVDやブルーレイディスクの再生のための機器である。

資料3ページ、品目の単位を変更するものとして、照明設備、資料4ページの上段の音響設備、それぞれに持込み器具電源というものがあるが、この単位が現状1台、台数でカウントするようになっていて、これを1キロワットに変えるものである。基本的に通常各機器が1台1キロワットなので、実質使用料に影響はないが、電源ということなので、キロワットでカウントするのが本来であると思われる。今回これも併せて見直すものである。

## ≪協議事項についての質疑概要省略≫

協議事項(3)佐倉市立美術館の管理運営に関する規則の一部改正について 美術館長より上程協議題の説明

内容:今回の一部改正については、令和3年8月の佐倉市議会定例会で、佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例が改正された。当該条例の改正に合わせ、本規則においても規定の文言を整理するとともに、必要な様式の変更を行おうとするものである。

資料1ページ、2ページ目が、一部改正の内容について、資料3ページから14ページは新旧対照表、15ページ以降が現在の規則である。対応方針については、使用申請と使用料減免の申請手続、別記様式の変更である。

資料3ページ、第4条第2項に規定する使用申請の手続について、「使用期日の9箇月前までは、これを受け付けないものとする」を「使用月の9か月前までは、これを受け付けないものとする」に変更する。美術館では、原則1日、月初めの開館日を予約日としている。こういった現状に合わせている。

続いて、資料3ページ、新旧対照表、第7条第1項に規定する使用料減免の申請手続について、使用承認承諾書を添える旨を削除する。使用申請と同時に、使用料減免の申請手続を行うという実情に合わせている。

続いて、資料4ページから14ページの別記様式の新旧対照表について4点である。使用申請では、条例改正に伴い、新たに使用施設に加わったホール控室に関係する様式を加える。

次に、業としての撮影を対象とした撮影使用では、条例改正に伴い区分が細分化された。それに伴い、様式の使用施設の欄を1階、2階、3階及び4階に分けるとともに、撮影使用料を記載する欄を設ける。これまで全館区分のみだった撮影使用に、各階区分を設けたことによる変更である。

続いて、当館所蔵の作品、資料を利用する際の利用料の減免承認書と撮 影使用料減免承認書に減免額を記載する欄を設ける。

最後に、使用料減免承認書の「取消(変更)の理由」の欄の名称を「減 免の理由」に訂正する。

≪協議事項についての質疑概要省略≫

5 教育長閉会宣言